

<要望事項>

スイッチング廃止の申込については、多くの場合、需要家の負担軽減のため、新小売電気事業者がスイッチング支援システムの『廃止取次』により需要家に代行して行っておりますが、需要家によっては現(旧)小売電気事業者に契約の廃止(＝スイッチング廃止)を先に申込みされ、現小売電気事業者がスイッチング支援システムにスイッチング廃止申込みを登録後、新小売電気事業者が廃止取次を登録するケースが発生しております。

上記の場合、現(旧)小売電気事業者の中にはシステム上、この『スイッチング廃止申込先行』した場合、廃止取次判定結果としてNGを登録するケースが存在しますが、現(旧)小売電気事業者の対応状況を新小売電気事業者では事前に知る術がないため、切替日が遅れる等、需要家様の要望にそえない事象が発生しております。

つきましては、『スイッチング廃止申込先行』が行われた場合の対応可否を集約したリストを小売電気事業者間で共有することとしたい。

<回答>

上記のスイッチング廃止申込が先行するケースとしては、

①新小売電気事業者が、需要者に廃止取次の委任を受けることの説明不足である場合

②需要者が、新小売への廃止取次の委任と、現小売へのスイッチング廃止の申込を行う場合

の両方が考えられますが、①のケースを考慮すると、業務運用として、業務効率化の方向(廃止取次判定結果＝OK)に統一することは難しいと思料いたします。

つきましては、『廃止取次判定結果＝NG』かつ『廃止判断NG理由コード：03(廃止受付中エラー)』が返却された場合、スイッチング廃止先行が想定されることから、新小売電気事業者は、需要者や現小売に確認せず、スイッチング開始申込を実施し、マッチングが成立するかを待ちます。そこで、マッチングが成立しない場合のみ、需要者や現小売に確認することで、問合せ等を減らすことができるのではないかと思料いたします。

なお、対応可否のリストの集約については、そのリストの有無により、小売電気事業者の上記の対応方法が大きく変わり、業務の効率化に繋がると考えにくく、控えさせていただきたい。

<「廃止判断NG」時の入力理由コード一覧>

コード	項目名	補足説明
01	供給地点特定番号エラー	廃止取次データの供給地点特定番号が現(旧)小売電気事業者のデータに存在しない、または現小売契約が廃止中である
02	契約番号不一致エラー	供給地点特定番号と契約番号の組み合わせ不一致である
03	廃止受付中エラー	廃止申込(「スイッチング廃止申込」を含む)を受付中である
04	名義不一致エラー	廃止取次データの名義と、現小売契約の名義が不一致である
05	住所不一致エラー	廃止取次データの供給地点住所と、現小売契約の供給地点住所が不一致である
06	廃止年月日エラー	廃止取次データの廃止年月日が、託送異動におけるスイッチング標準処理日数内で「スイッチング廃止申込」が不可能である
07	システム対象外エラー	低圧FIT電源以外、または高圧供給の協議対象等、スイッチング支援システムの対象外である
99	その他エラー	上記以外の理由で小売契約の廃止が不可能である

(参考2) スwitching廃止申込み先行時の流れ

凡 → : システム処理
例 → : ハンド処理

